

# 心身障害者扶養共済制度掛金給付について

## 制度の概要

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万が一のこと（死亡・重度障がい）があったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

## 加入できる保護者の要件

障がいのある方を現に扶養している保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族など）であって、次のすべての要件を満たしている方です。

- (1) 大樹町に住所があること。
- (2) 年齢が65歳未満であること。（4月1日における年齢）
- (3) 特別の疾病または障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。
- (4) 障がいのある方1人に対して、加入できる保護者は1人であること。

## 障がいのある方の範囲

次のいずれかに該当する障がいのある方で、将来独立自活することが困難であると認められる方です。（年齢は問いません）

- (1) 知的障がい
- (2) 身体障がい（身体障害者手帳を所持し、1級から3級までに該当する障がい）
- (3) 精神または身体に永続的な障がいのある方で、(1)または(2)と同程度の障がいと認められるもの。たとえば、精神病、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病などです。

## 月額掛金

加入時の保護者の年齢により異なります。（35歳未満の場合は1口：9,300円/月～）

## 年金の支給

加入者が死亡し、または重度障がいと認められたときは、その月から障がいのある方に対し、次の年金が支給されます。

|        |               |
|--------|---------------|
| 1口加入の方 | 月額2万円（年額24万円） |
| 2口加入の方 | 月額4万円（年額48万円） |

## 掛金の助成

町では、月額掛金の2分の1を助成しています。

【お問い合わせ】「らいふ」保健福祉課福祉係 ☎6-4833

## 重度障害者等交通費の助成

町では、在宅重度障がい者の方が、社会参加や通院のためにタクシーを利用する場合の交通費を一部助成します。※手帳を所持している方でも、自ら運転できる方や大樹町高齢者等通院交通費の助成を受けている方は対象外です。

### 対 象 者（次の手帳を所持されている方）

- ① 身体障害者手帳下肢・体幹・視覚障害1・2級の方（ただし、下肢・体幹の3級の方でも重複して他の障害を併せ持つことにより手帳の等級が1級・2級である方も含みます）。または心臓機能・じん機能・呼吸器障害1級
- ② 療育手帳（A判定）
- ③ 精神障害者保健福祉手帳（1級）

交 付 額 15,000円（100円×150枚つづりのチケット）

利用可能事業所 大樹町と帯広市内の事業所

有 効 期 間 令和2年4月1日～令和3年3月31日まで（随時受付します）

【お問い合わせ】保健福祉課福祉係 ☎6-4833

